

✠023 ミラノ勅令

AD313年にローマ皇帝コンスタンティヌス1世(AD272年2月27日～AD337年5月22日、在位:AD306～AD337。帝国を再統一し、専制君主制を発展させたことから「大帝」と称される。当時は西方正帝)とリキニウス(AD263頃～AD325、ローマ皇帝在位:AD308～AD324年)。コンスタンティヌス1世の異母妹フラウィア・ユリア・コンスタンティアと結婚。同・東方正帝)が連名で発布したとされる勅令。

勅令発布以前、ディオクレティアヌス帝はキリスト教徒を迫害したが、その後311年、東方正帝ガレリウスは弾圧をやめ寛容令を発した。これを受ける形で、当時西方正帝だったコンスタンティヌス1世(のちに単独皇帝となる)は、キリスト教を帝国統治に利用しようという意図もあって「ミラノ勅令」を発布。特にキリスト教を挙げつつ、他のすべての宗教と共にこれを公認した。325年には第1ニカイア公会議を開催している。

ミラノ勅令は、キリスト教を公認したものではあるが、より正確に言えば、この「勅令」はキリスト教を含むすべての宗教の完全なる信仰の自由を保障するものであった。没収されたキリスト教会所有の財産の返還が命じられたのは、信教の保障という観点からそれが不当であると判断されたからである。

なお、この「勅令」は「ミラノ勅令」という名称からミラノで発布された勅令であると勘違いされがちであるが、ミラノにおいて勅令が発布されたことを示す証拠はない。ミラノはコンスタンティヌス帝とリキニウス帝が会談した場所であるが313年に最初に公開された場所はニコメディアである。